

## 事件勉強会

# 賃金からの控除と労基法24条1項

平成29年2月13日

脇由有

### 第1 事案の概要

Y社は、運送業を営む株式会社である。Xは、Y社と雇用契約を締結し、Y社の従業員として勤務していたが、7年間勤務し、退職した。

退職後、就業期間中、Y社からは毎月賃金が支払われていたが、その金額は、所得税の源泉徴収等以外に、会社の会費（月額3000円）、事故分、高速道路利用料金を控除したものであった。

Y社には、上記の会費、事故分、高速道路料金を賃金から控除する旨の協定書が存在し、上記控除はこれに基づいてなされたものであった。

XはY社に対し、「賃金の全額支払いを原則とする労基法24条1項に反する」「たとえ本人の同意があったとしても、無限定な控除が許されるものではない」旨主張して、Y社を訴えた。

### 第2 争点

①本件労働協定書における賃金控除の合意の有効性

②会社の会費を控除することの適法性

③事故分を控除することの適法性

④高速道路料金を控除することの適法性

### 第3 判断基準

#### 1 最高裁昭和48年1月19日

「その支払については、同法二四条一項本文の定めるいわゆる全額払の原則が適用されるものと解するのが相当である。

しかし、右全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにしてその保護をはかろうとするものというべきであるから、本件のように、労働者たる上告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。もつとも、右全額払の原則の趣旨とするところなどに鑑みれば、右意思表示の効力を肯定するには、それが上告人の自由な意思に基づくものであることが明確でなければならないものと解すべきである」

#### 2 最高裁平成2年11月26日

労働基準法二四条一項本文の定めるいわゆる賃金全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活を脅かすことのないようにしてその保護を図ろうとするものというべきであるから、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであるが、労働者とその自由な意思に基づき右相殺に同意した場合においては、右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、右同意を得てした相殺は右規定に違反するものとはいえないものと解するのが相当である。（最高裁昭和四四年（オ）第一〇七三号同四八年一月一九日第二小法廷判決・民集二七卷一号二七頁参照）。もつとも、右全額払の原則の趣旨にかんがみると、右同意が労働者の自由な意思に基づくものであるとの認定判断は、厳格かつ慎重に行わなければならないことはいうまでもないところである。

#### 3 最高裁平成28年2月19日

就業規則に定められた賃金や退職金に関する労働条件の変更に対する労働者の同意の有無については、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたらされる不利益の内容及び程度、労働者により当該行為がされるに至った経緯及びその態様、当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも、判断されるべきものと解するのが相当である（最

高裁昭和44年（オ）第1073号同48年1月19日第二小法廷判決・民集27巻1号27頁，最高裁昭和63年（オ）第4号平成2年11月26日第二小法廷判決・民集44巻8号1085頁等参照）。

#### 4 大阪地裁平成27年1月29日

ところで、労基法24条1項本文は、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであるが、労働者がその自由な意思に基づき相殺に同意した場合においては、その同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、同意を得てした相殺は同規定に違反するものとはいえないものと解するのが相当である（最高裁昭和48年1月19日第二小法廷判決・民集27巻1号27頁、同平成2年11月26日第二小法廷判決民集44巻8号1085頁参照）。

#### 第4 判例の検討

##### 1 貸金相殺の合意を認めた裁判例

①大阪地裁平成28年4月28日

②大阪地裁平成28年3月1日

③東京地裁平成27年5月19日

④東京地裁平成23年2月17日

⑤東京地裁平成23年12月5日

⑥大阪地裁平成23年1月28日

⑦東京高裁平成14年5月29日（原審：東京地裁平成13年2月27日）

⑧静岡地裁沼津支部平成13年9月19日

⑨最高裁第二小法廷平成2年11月26日

##### 2 貸金相殺の合意を認めなかった裁判例

①大阪地裁平成27年1月29日

②大阪地裁平成28年5月27日

③東京地裁平成28年5月13日

④東京地裁平成28年5月18日

⑤東京地裁平成25年10月9日

#### 第5 本件の検討

（略）